

令和3年（2021年）9月30日

保護者の皆様

箕面市教育委員会
 箕面市立第二中学校

本市において児童生徒及び教職員に陽性者が確認された場合の基本的な対応について【令和3年（2021年）10月1日から適用】

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和3年9月14日付で「本市において児童生徒及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」を学校メール等でお知らせしましたが、「児童生徒等及び教職員に陽性者が確認された場合」、「臨時休業中の対応」について、最近の新型コロナウイルス感染の状況を踏まえて、一部変更しております。下記波線部箇所をご確認いただきますようお願いいたします。

健康観察については、引き続き毎日実施し、「健康観察カード」をお子様に持参させてください。

ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【 児童生徒に陽性等が発生した場合に備えてのお願い 】

児童生徒に感染が確認された場合、本校では、下記のとおり対応しますので、保護者の皆様におかれましては、陽性が疑われる事例が発生した場合やPCR検査等の受検が必要となった場合は、速やかに学校へご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※PCR検査等とは、PCR検査他、抗原検査等をさす。

【 児童生徒に陽性等が確認された等の当該児童生徒の対応 】

《陽性》の場合	《濃厚接触者》に指定された場合	《家族に濃厚接触者》がいる場合	《家族がPCR検査を受ける》場合
治癒するまで「 出席停止 」 ※状況に応じて、オンライン授業を受けることができます。	陽性者と最後に濃厚接触をした日の翌日から、 2週間の「出席停止」 ※PCR検査の結果が陰性でも「出席停止」となります。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。	「濃厚接触者」の方の陰性が明らかになるまで、登校を控えて下さい。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。	・PCR検査結果が明らかになるまで、登校を控えて下さい。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。

※「濃厚接触者」、「念のため検査の対象者」はいずれも保健所が調査し、判断します。
※タブレット端末の持ち帰り、タブレット端末を活用したオンライン授業の実施を想定して、各ご家庭で、通信環境を整えていただきますようお願いいたします。なお、就学援助を受給されるご家庭に対しては、通信環境にかかる経費の支援をします。

【 発熱等の風邪症状がある場合 】

- ・PCR検査等を受検するような場合を除き、児童生徒本人に、発熱等の風邪症状がある場合は、その症状がなくなるまでご自宅での療養をお願いします。
- ・PCR検査等を受検するような場合を除き、同居するご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その症状がなくなるまで児童生徒の登校を控え、オンライン授業を受けていただくようお願いいたします。(文部科学省によれば、児童生徒の感染経路は、「家庭内感染」が半数以上であることが報告されています。)

【 児童生徒及び教職員に陽性等が確認された「学校」の対応 】

- ・児童生徒または教職員に陽性者が確認された場合は、保健所による疫学調査が終了するまで、学校の全部を「臨時休業」とします。
- ・臨時休業の開始日は、原則として陽性者が判明した日の翌日とします。
例／金曜日に感染者が確認された場合は、土曜日が休業日です。
※なお、保健所が行う「濃厚接触者の確認」次第で、臨時休業期間中の予定が前後したり、期間を短縮・延長したりする可能性があります。
- ・小中一貫校においては、陽性者の確認が小学校または中学校のいずれかであっても全体で休業します。

【 陽性者が判明した日の対応 】

○陽性者が判明した時点で、

- ・登校している児童生徒がいる場合は、翌日の臨時休業に関する連絡及び指示をしたのち、速やかに下校させます。
- ・始業前、放課後、休日等、登校している児童生徒がいない場合は、ライデンメールや学校ホームページ、電話連絡にて臨時休業に関する連絡及び指示をします。

○学童保育室について

- ・学童保育開始前に判明した場合は、当日学童保育利用予定のある児童のみ学校に留め置きます。登室予定のない児童は、他の児童と同様に下校させます。
- ・留め置いた学童児童は17時に下校させます。(延長利用児童は最大19時)
- ・17時を待たずに下校させて問題ない家庭は、保護者から学童保育室(学童保育が始まっていない場合は学校)へ連絡をいれて下さい。
- ・学校が休業となる場合、学童保育も休業となります。
(※学童保育が学校内に設置されているため、原則、陽性者が学童在籍児童ではなくても上記の対応を取ります。)

【 臨時休業中の対応 】

- ・陽性者が判明した時点で、部活動を含め全ての教育活動を行いません。
- ・臨時休業期間中の外出は、できる限り控えるよう、ご協力をお願いします。
- ・学童保育につきましても、原則1日を臨時休業とします。

【 臨時休業について 】

- 臨時休業期間については1日としていますが、次の場合は、教育委員会・保健所と相談の上、改めて臨時休業の期間を定めます。
 - ・教職員、児童生徒に濃厚接触者が多数いるなど、学校運営上の体制整備に時間がかかる場合や感染拡大により保健所による疫学調査が直ちに実施されない場合
⇒臨時休業の期間の延長の可能性
 - ・保健所による疫学調査が不要と判断された場合や、保健所等の指示等により濃厚接触者の特定や学校施設の消毒等の必要な対応が速やかに完了した場合
⇒臨時休業をしない可能性
- 疫学調査の結果、保健所が確定した検査対象者が所属する学年のみを閉鎖し、検査対象者がいない学年を再開します。なお、検査対象者が複数の学年にわたる場合は、臨時休業する可能性があります。
 - ・検査の結果、新たに陽性者が確認されなかった場合は、学年等を再開します。
- 翌日以降の学校再開、学校休業の継続、学年閉鎖等の判断は、17時までに行います。決定した内容はライデンメール等でお知らせします。

例、臨時休業1日の場合

臨時休業中
○保健所調査への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の確認 ・濃厚接触者への連絡及び指示 ○保健所から消毒箇所の指示を受ける。(保健所の指示に従い、校内を消毒します。) ○教職員の招集(濃厚接触者以外) ○学校施設の消毒 ○必要に応じて児童生徒へ連絡 ○学校再開の準備 ○オンラインホームルームの実施(児童生徒の健康確認、課題の指示等)

例、学年閉鎖が2日以上になる場合

臨時休業1日目	学年閉鎖1日目	学年閉鎖2日目以降
○保健所調査への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の確認 ・濃厚接触者への連絡及び指示 ○保健所から消毒箇所の指示を受ける。(保健所の指示に従い、校内を消毒します。) ○オンラインホームルームの実施	【当該学年】 ○オンライン授業の実施 【当該学年以外】 ○通常授業の実施	【当該学年】 ○オンライン授業の実施 ○通常授業再開の準備 【当該学年以外】 ○通常授業の実施

【 臨時休業・学年閉鎖後の再開について 】

- ・ 臨時休業、学年閉鎖後は、休業前と同様の教育活動を進めてまいります。
- ・ 陽性者、濃厚接触者が多数いる学年や学級がある場合、学校医、教育委員会に相談の上、学年閉鎖・学級閉鎖をする場合があります。

【 新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見について 】

○新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校においても、感染症対策をしっかりと講じつつ、新型コロナウイルス陽性者に係る差別や偏見を持たないような教育を行っていますが、各ご家庭におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。